

川崎市の税収構造 —全国値との比較—

原 田 博 夫

マウジダ・アブドワイット

1. 市制とデータの特徴

わが国の税制は、課税主体ごとに、国税、道府県税、市町村税に分かれている。川崎市は政令指定都市ではあるが、税制としては市町村税制が適用されている。つまり、税制に関しては、政令指定都市とその他の一般の市町村では、区別がない。その上で、この市税制は、川崎市域全域に適用されている。しかし同時に、川崎市域に適用されている税制には、国税と神奈川県税もある。けれども、この川崎市域に適用されている国税と県税に関する税収データの統計は、一般的には公表されていない。

一般的には、川崎市の税収データとしては、予算にせよ決算にせよ、市税（年度ベース）のみが収録され、公表されている。これは課税権の関係で、当然である。しかし、『川崎市統計書』には、川崎市域からの国税データと県税データも、併せて収録されている。要するに、川崎市域を所管する各税務事務署（所）からの税収データである。具体的には、国税データは、東京国税局所管の川崎南税務署、川崎北税務署、川崎西税務署である。県税データは、神奈川県総務部税務課所管の川崎県税事務所、高津県税事務所、麻生県税事務所である。

そもそも、この国税データと県税データは、課税権・徴税事務の関係では本来は、地方自治体である市域単位でデータを管理すべき必要はないため、一般的には、この市域単位の国税データあるいは県税データは公表されていない。その意味では、この種のデータは、確定値というよりは参考値としての役割しか持たない。しかし、参考値にせよ、まったく根拠の無いものというわけではなく、貴重な基礎データであることは間違い無い。したがって、本稿では、この市域単位の国税データと県税データをフルに活用して、川崎市域からの税収構造を分析してみたい。

なお、今回の分析で利用したデータは、税収データ（決算値ベース）は昭和50年（1975）～平成15年（2003）で、市民経済計算データ関係は『県民経済計算年報』ベースによる昭和50年（1975）～平成13年（2001）で、いずれも年度データである。

その他に、今回のデータ作成に際して税制に関して行った本稿でのいくつかの特有の処理に関しては、以下の通りである。

第1に、物品税と消費税に関しては、この間に、税制の改廃・導入・税率引き上げが行われた。個別間接税である物品税は昭和63年度（1988）まで存在し、それに代わるものとして、広範な一般消費課税としての消費税が平成元年度（1989）から導入された。川崎市の税収構造や全国値に占める占有割合を分析する本稿の趣旨からいえば、両者を区別する必要はなく、連続して扱っても問題ない。ただ、平成元年度（1989）以降の消費税は、税制およびその収納状況としては、消費税率が3%だった制度発足以来平成8年度（1996）までは消費税（国税）と消費譲与税（国税）として扱われ、消費税率が5%となった平成9年度（1997）以降は消費税（国税）と地方消費税（道府県税）として扱われている。したがって、本稿の範囲でいえば、昭和63年度（1988）までは物品税、平成元年度（1989）～平成8年度（1996）は消費税+消費譲与税、平成9年度（1997）～は消費税+消費譲与税を、一括して「物品税・消費税」として表記することにする。

第2に、個人住民税に関しては、道府県民税と市町村民税とも、個人均等割と所得割の合計額である。

第3に、法人住民税に関しては、道府県民税と市町村民税とも、法人均等割と法人税割の合計額である。

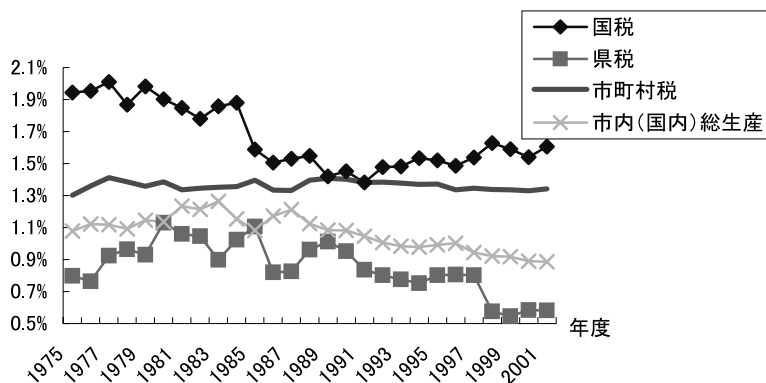
第4に、固定資産税に関しては、市町村税の、土地、家屋、償却資産、交付金の合計額である。大規模償却資産を対象とする道府県固定資産税は含まない。

第5に、法人二税（県税）とは、道府県税の中の道府県民税（法人）と法人事業税の合計である。

2. 川崎市の占有率

川崎市域で徴収された国税（総額）・県税（総額）・市町村税（総額）が、そもそもそれぞれの全国値と比較してどの程度の割合かが、図表1に示されている。これには、比較のために、市内（国内）総生産についても、併せて掲示してある。いわば、この川崎の占有率は、レベルとし

図表1 全国値に占める川崎市の占有率



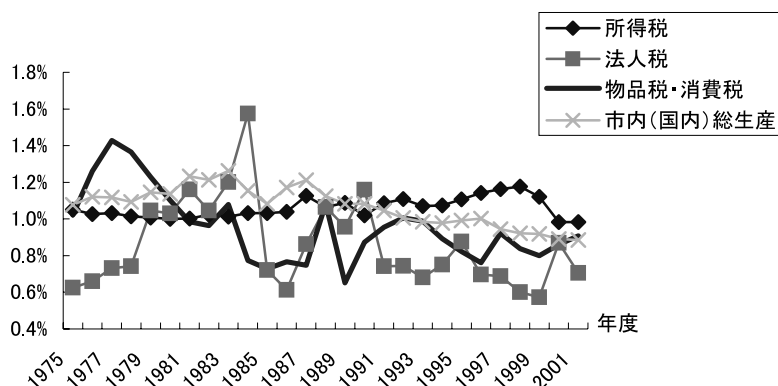
て見ると、国税が最も高く、次いで市税で、県税は最も低い。市内（国内）総生産の占有率を基準とすると、県税はそれよりも低く、国税、市税はそれよりも高い。この期間の経年的な変化でとりわけ特徴的なのは、国税、県税および市内（国内）総生産では変動とりわけ1980年代後半以降は低下傾向が見られるのに対して、市税では、占有率にほとんど変化がない点である。

国税での内訳を、所得税、法人税、物品税・消費税に分けて見ると、図表2のように、所得税にはこの期間での変化はほとんどないが、法人税は相当に変動している。物品税・消費税はその中間であるが、1970年代後半に比べると、川崎の占有率は相当に低下している。

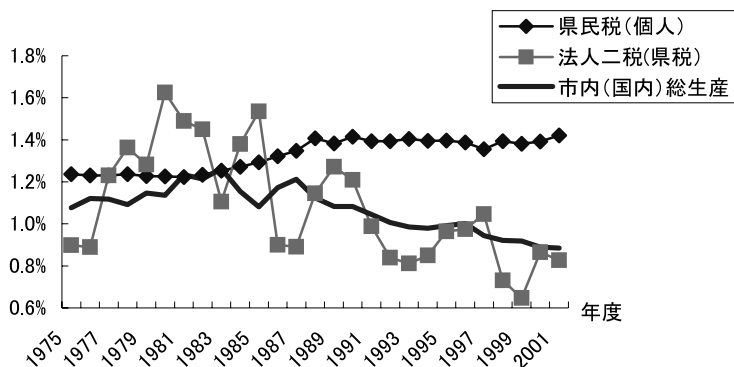
県税の場合はいかがか。図表3で、県民税（個人）と法人二税（法人住民税と法人事業税）を見ると、予想通り、県民税（個人）は変動が少なく、法人二税の変動は大きい。しかし、1980年代後半以降は、法人二税に低下傾向が見られ、県民税（個人）を下回っている。

市税の場合は、図表4である。市民税（法人）と市内（国内）総生産のレベルと動きはほぼ一致している。固定資産税のレベルはかなり高いが、低下気味である。対して、市民税（個人）は、年度間変動は少ないものの、1980年代半ば以降は着実に上昇している。

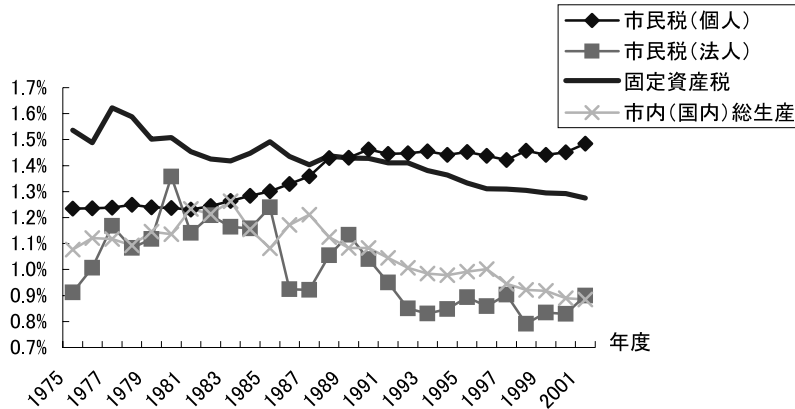
図表2 全国値に占める川崎市の占有率（国税）



図表3 全国値に占める川崎市の占有率（県税）

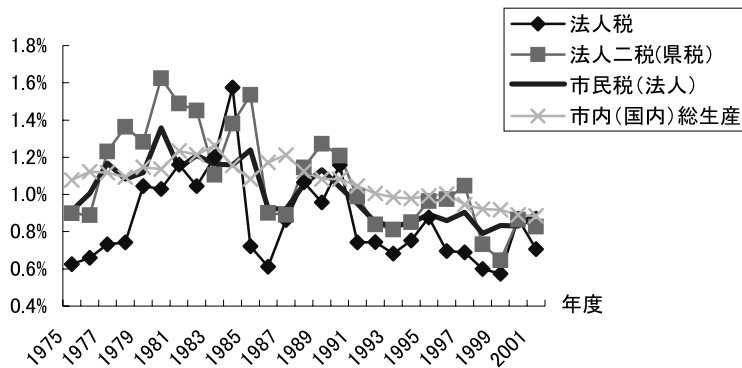


図表4 全国値に占める川崎市の占有率（市税）



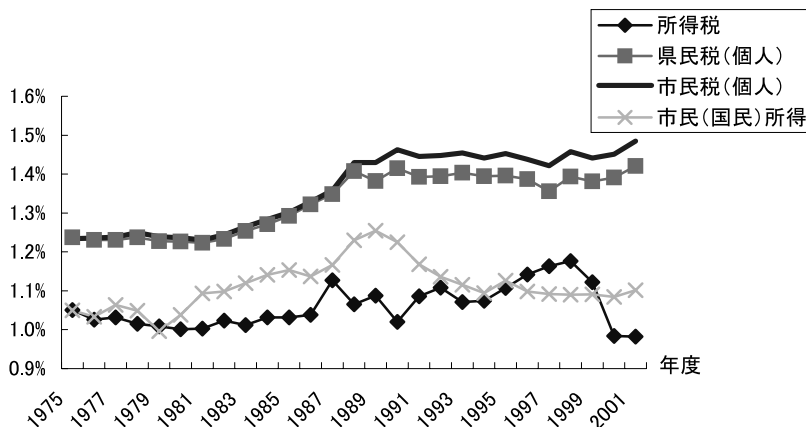
法人所得課税だけを集めると、図表5となる。国税の法人税、県税の法人二税、市税の市民税(法人)は、いずれも景気感応的な税制の特徴から、税収変動が激しいが、ここでの分析対象である川崎の占有率でも、さらに顕著な傾向がでていいる。いずれも、市内(国内)総生産での占有率の変動をはるかに上回っている。しかしその中では、市民税(法人)は比較的変動が少ない。これは、この税が市町村税として設定されていることからして、ある意味では当然である。

図表5 全国値に占める川崎市の占有率（法人所得課税）



他方、個人所得課税を、図表6に集約する。ただし、ここでは、この税制の課税標準との関連性から、市内(国内)総生産ではなく、市民(国民)所得を基準とする。税制上の特徴から、これらの税制における川崎の占有率には、経年的にそれほどの変動はない。このことは、法人所得課税に比較すると、対照的な特徴である。川崎の占有率のレベルとしては、所得税は市民(国民)所得とほぼ同程度である。市民税(個人)と県民税(個人)は、レベルとしては、市民(国民)所得より高く、しかも近年そのウェイトを高めている。

図表6 全国値に占める川崎市の占有率（個人所得課税）

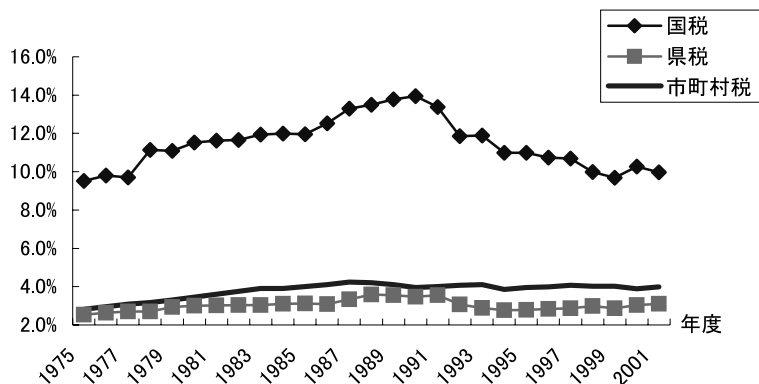


3. 租税負担率

租税負担率について、全国と川崎市を比較してみよう。ここでの租税負担率とは、基本的に、税収が国内（市内）総生産に占める比率である。ただし、所得課税については、国民（市民）所得をベースとする。まずは、個別税目ではなく、課税主体ごとに集約された国税、県税、市町村税で、検討してみる。

まず、図表7に、国税、道府県税、市町村税の租税負担率を、全国値について示す。なお、ここでの全国値は、あくまでも日本全国の総額をベースにした値である。租税負担率は、国税では、1970年代の7%台から、1990年には13%超にまで達したが、その後低下し、1990年代後半からは再び9%台である。県税でも、1970年代半ばの2.5%程度から上昇し、1990年前後には3.5%に達したが、その後低下した。しかし、1990年代後半からは再び上昇し、3.0%に及んでいる。市町村税では、1975年の2.0%台後半から、1980年代後半には4.0%程度に上昇し、その後ほとんど変化が無い。負担率のレベルとしては、国税が一番高く、その1/3程度で市町村税、さらに県税がわずかに下回っている。経年的な変化としては、1990年前後までは、国税、県税、市町村税いずれ

図表7 国内総生産に対する租税負担率（全国）

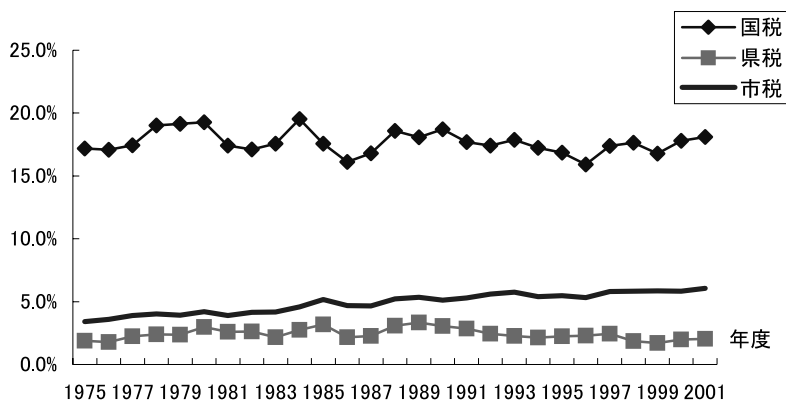


も、上昇傾向にあったが、その後、国税では低下傾向にあり、市町村税ではほぼ横ばい、県税では1990年代後半に低下から上昇に転じている。つまり、1990年前後以降は、景気減退による税収減のためか、景気対策としての減税政策の故か、税収の弾力性は、国税では低下しているのに対して、市町村税ではほとんど変化が無く、県税では低下の後反転している。

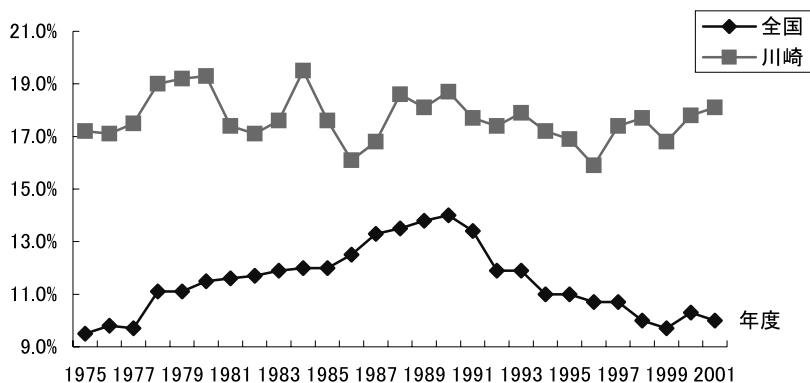
図表8には、同じく3つの租税負担率を、川崎市について示す。ただ、ここでの国税、県税とは、あくまでも川崎市域で発生し、収納された税収額である。租税負担率のレベルでは、国税が最も高く、次いで市税で、県税は最も低い。この傾向は、全国値（図表7）の場合と基本的には同様である。しかし、この川崎では、国税の場合は、この期間、17.0%程度であり、トレンドの変化は生じていない。県税では、1.0%台後半から3.0%程度の範囲をかなり変動しているが、1990年の3%強からは傾向的に低下している。市税では、1975年の3.5%程度から傾向的に上昇し、2001年には6.0%程度にまで達している。

この川崎（図表8）の動向を全国（図表7）の動向と比較すると、とりわけ市税の負担率の動向に顕著な違いがある。つまり、全国では1980年代後半以降横這いなのに対して、川崎ではこの時期でも顕著に上昇しているのである。このことは、さらに、市税の中の個別税目に着目して検討する必要性を示唆しているが、その前に、国税、県税、市町村税の租税負担率を、それぞれ全国と川崎で対比しておこう。国税の図表9、県税の図表10、市町村税の図表11がそれぞれである。この対比から直ちに引き出せる観察結果からは、国税の租税負担率は川崎が全国に比べて4～7%ほど高い（図表9）。県税の租税負担率では川崎が0.5～1%程度低い（図表10）。川崎の市町村税の租税負担率はこの期間中は一貫して高いが、1980年代後半までは1%前後の高さだったのに対して、全国の租税負担率がその後横這いだったこともあり、次第に格差が開き、2001年には2%にも開いている（図表11）。

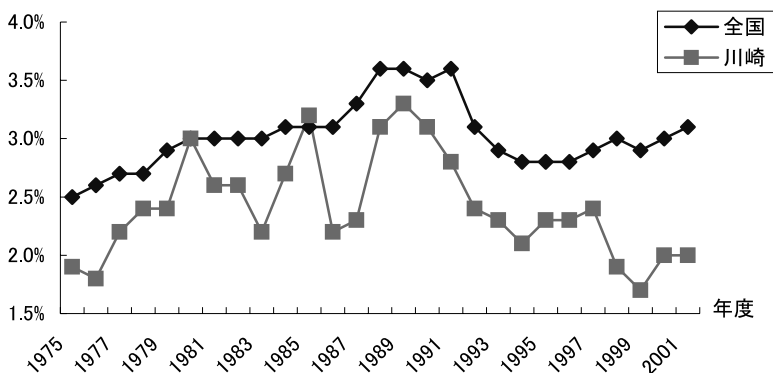
図表8 市内総生産に対する租税負担率（川崎）



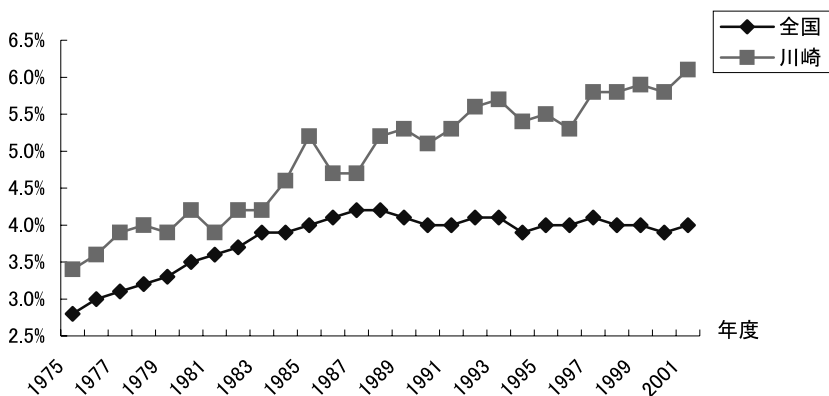
図表9 国内（市内）総生産に対する国税の租税負担率



図表10 国内（市内）総生産に対する県税の租税負担率



図表11 国内（市内）総生産に対する市町村税の租税負担率

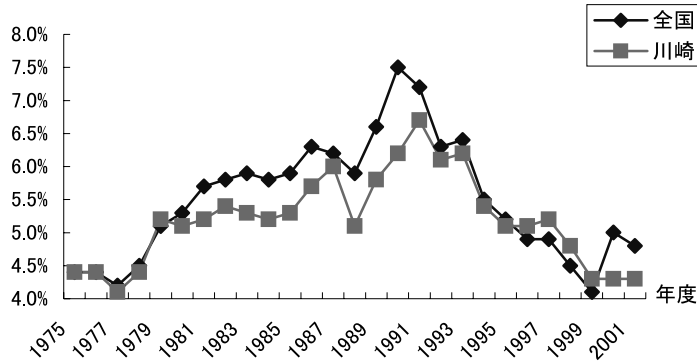


次いで、主要税目について、その課税標準に対する租税負担率を、全国値と川崎市で対比してみよう。

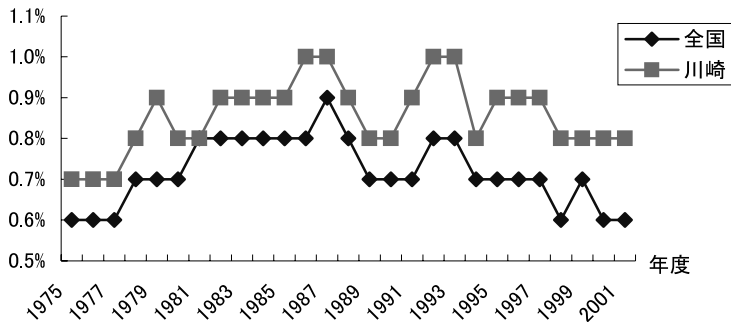
図表12～14は、所得課税の租税負担率なので、国民（市民）所得をベースにする。図表12では、所得税の租税負担率である。全国値も川崎もほぼ同様な変化であるが、1980年から95年頃までは、川崎が全国値を下回っていた。2000年以降は、全国値の変動が激しい。図表13では、県民税（個

人)の租税負担率である。レベルとしては、川崎が全国値を0.1~0.2%程度上回っている。その経年的な変動は、全国値と川崎もほぼ連動している。図表14では、市町村民税(個人)の租税負担率である。このレベルも、川崎が全国値を0.2~0.4%程度上回っている。その経年的な変動は、全国値と川崎もほぼ連動している。要するに、県民税(個人)と市町村民税(個人)の租税負担率は、ほぼ同様な状況である。

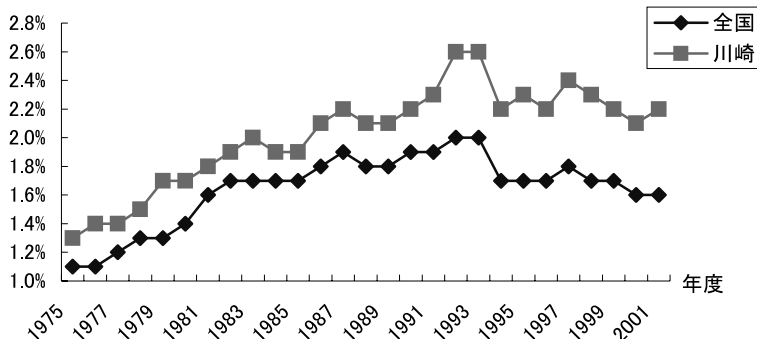
図表12 国民(市民)所得に対する所得税の租税負担率



図表13 国民(市民)所得に対する県民税(個人)の租税負担率



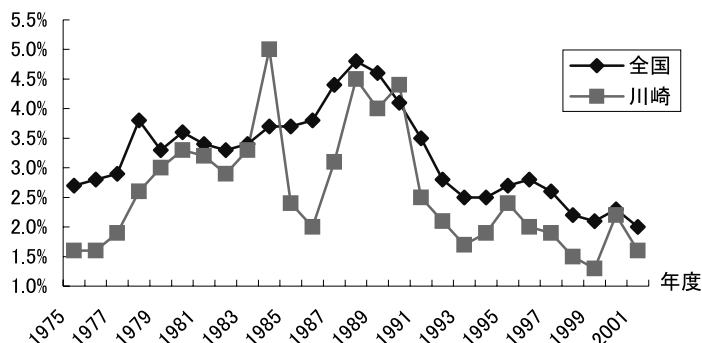
図表14 国民(市民)所得に対する市町村民税(個人)の租税負担率



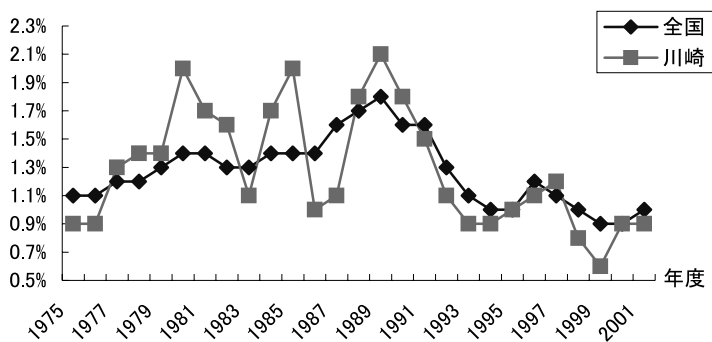
図表15~17では、法人所得課税の租税負担率を、国内(市内)総生産をベースに見てみる。図表15では、法人税の租税負担率である。レベルとしては、全国値の方が川崎を1%程度上回っていることが多い。この期間の経年的な変動もほぼ連動している。しかし、川崎では負担率が急激

に変わる年次があり、その典型は、1984年～87年の時期である。図表16は、法人二税（県税）の租税負担率である。この場合は、全国と川崎のレベルはほぼ同一である。年度間の変動も、全体的には連動している。しかし、年度間の変動は川崎のほうが激しく、典型的には、1980年～89年の時期である。図表17は、市町村民税（法人）の租税負担率である。

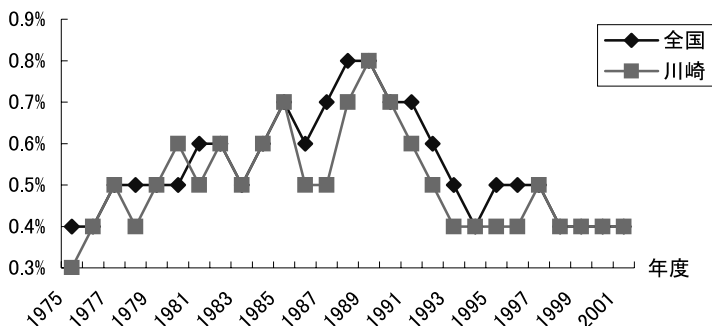
図表15 国内（市内）総生産に対する法人税の租税負担率



図表16 国内（市内）総生産に対する法人二税の租税負担率

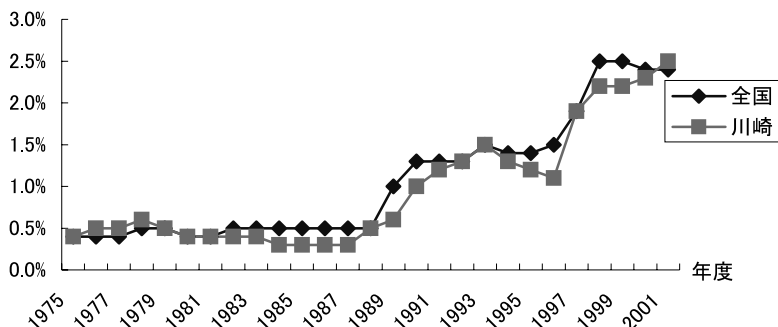


図表17 国内（市内）総生産に対する市町村民税（法人）の割合



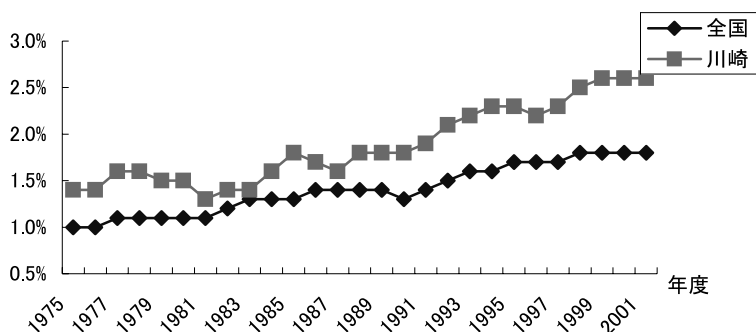
図表18には、物品税・消費税の租税負担率を、国内（市内）総生産をベースに表示してある。この租税負担率は、この期間のレベル・変動のいずれでも、全国値と川崎ともほぼ同じ動きである。

図表18 国内（市内）総生産に対する物品税・消費税の租税負担率



図表19には、固定資産税の租税負担率を、国内（市内）総生産をベースに表示してある。この租税負担率は、レベルでは、川崎が全国値より1970年代は0.5%程度上回っていたが、1990年代から0.7~0.8%程度に拡大し始めた。経年的な変動は、全国、川崎ともに、きわめて少なく、この期間に負担率が着実に上昇しているのが、特徴的である。

図表19 国内（市内）総生産に対する固定資産税の租税負担率

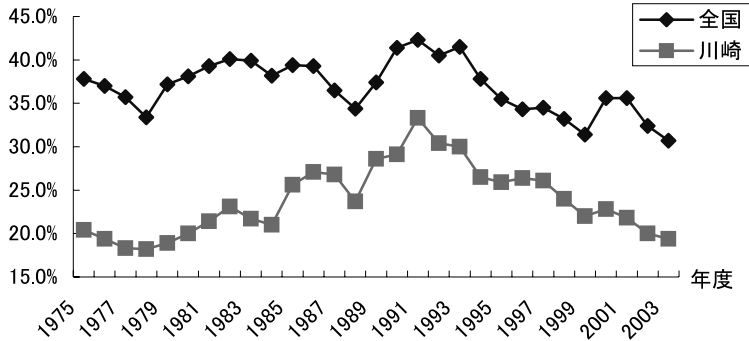


4. 税収割合

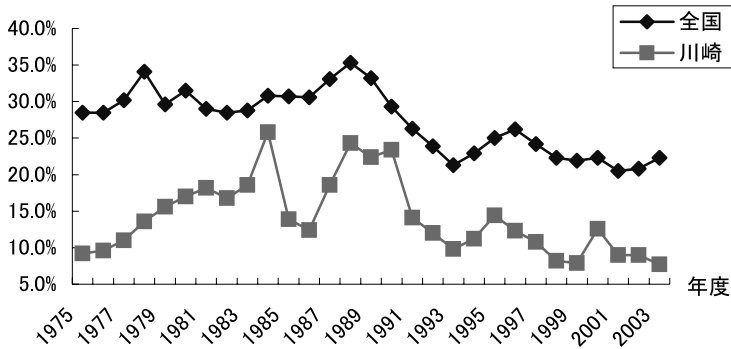
主要な個別税目について、税収総額（国税、道府県税、市町村税）に占める割合が、全国と川崎でどの程度の異同があるかを分析する。

国税の場合は、総額に関しては、図表1で見たように、川崎の全国値に占める占有率はかなり高い。個別税目の総額に占める税収割合を、図表20~22で見てみる。図表20は所得税、図表21は法人税、図表22は物品税・消費税である。いずれの場合も、レベル的には川崎は全国値を下回っているが、経年的な変動はほぼ同じ動きである。例外は法人税（図表21）で、1984年~90年の時期に、川崎の年度間の変動が激しいことである。

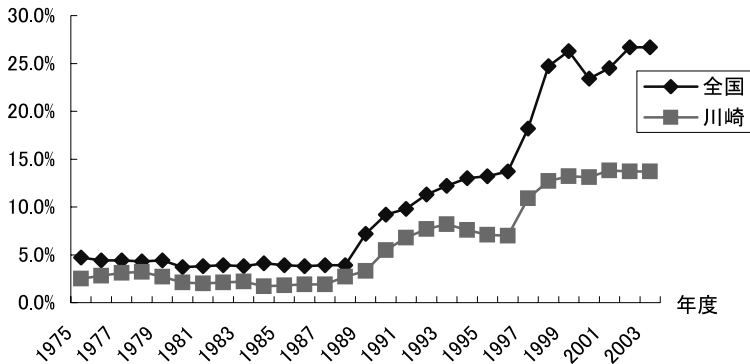
図表20 国税に占める所得税の割合



図表21 国税に占める法人税の割合

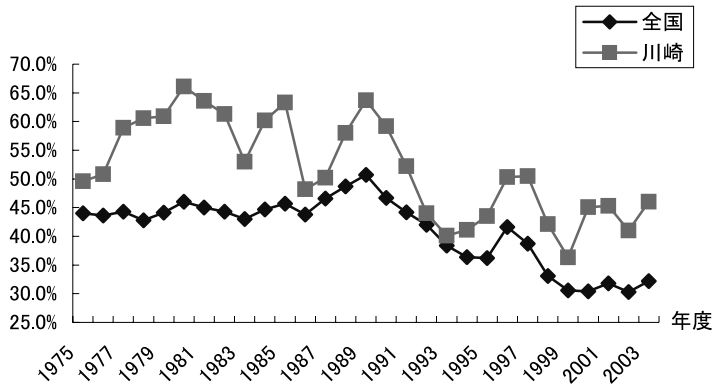


図表22 国税に占める物品税・消費税の割合

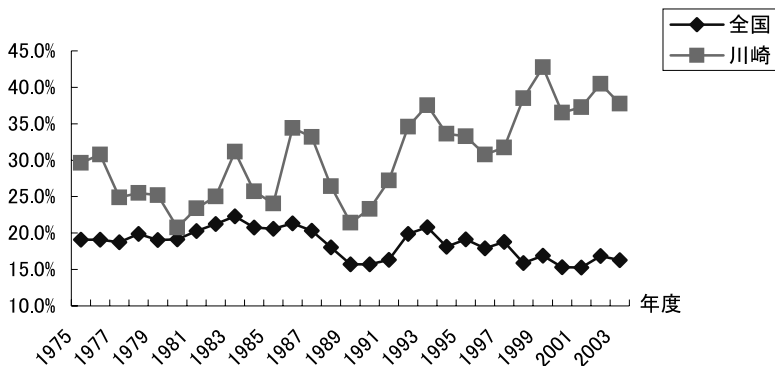


県税の場合は、川崎の全国値に占める占有率は、総額に関しては、図表1で見たように、かなり低い。しかし、個別税目ごとに、県税総額に占める割合を見てみると、図表23の法人二税（県税）でも図表24の県民税（個人）でも、レベル的には川崎は全国値を上回っている。経年的な変動も、ほぼ同じである。ただ、法人二税（県税）に関しては（図表23）、1983年～86年にかけての川崎の変化には、やや特異な傾向が見られる。

図表23 県税に占める法人二税の割合

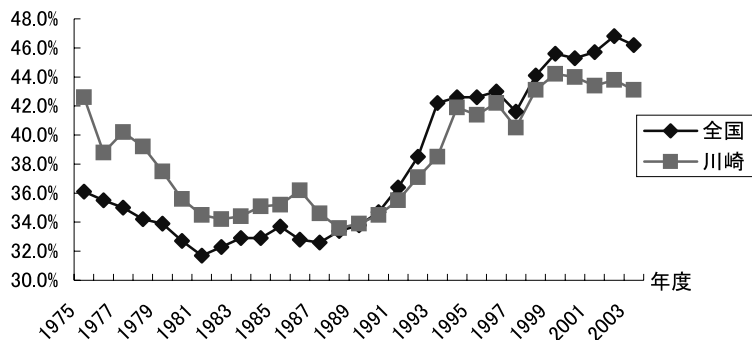


図表24 県税に占める県民税（個人）の割合



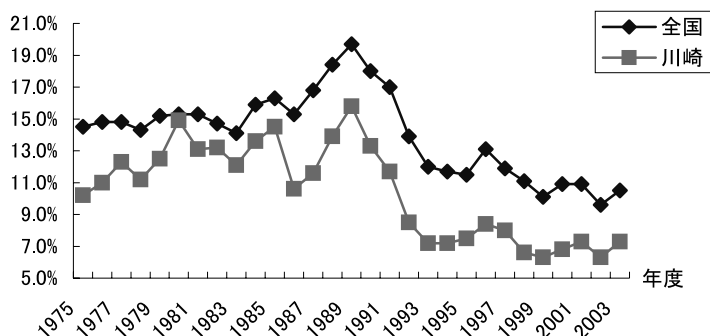
市町村税の場合は、川崎の全国値に占める占有率は、総額に関しては、図表1で見たように、経年的に一定している。個別税目に関しては、図表25で固定資産税を、図表26で市町村民税（法人）を、市町村民税（個人）を図表27に表示してある。市町村税総額に占める個別税目の税収割合は、全国値でも川崎市でもほぼ同じレベルでかつ経年的な変動も類似している。しかし、固定資産税と市町村民税（個人）の場合では、全国値と対比すると、その相対的な位置関係に、1980年代後半に変化が見られる。固定資産税の税収割合は（図表25）、当初は川崎市が上回っていた

図表25 市町村税に占める固定資産税の割合

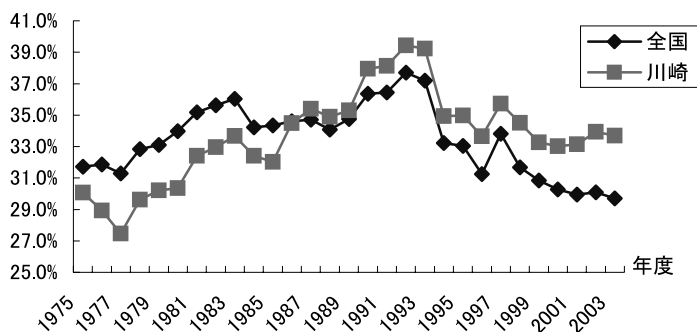


が、1990年にやや川崎市が下回り、その後この傾向が定着している。他方、市町村民税（個人）の税収割合は（図表27）、当初は川崎市が下回っていたが、1988年にやや川崎市が上回り、その後この傾向が定着している。

図表26 市町村税に占める市町村民税（法人）の割合



図表27 市町村税に占める市町村民税（個人）の割合



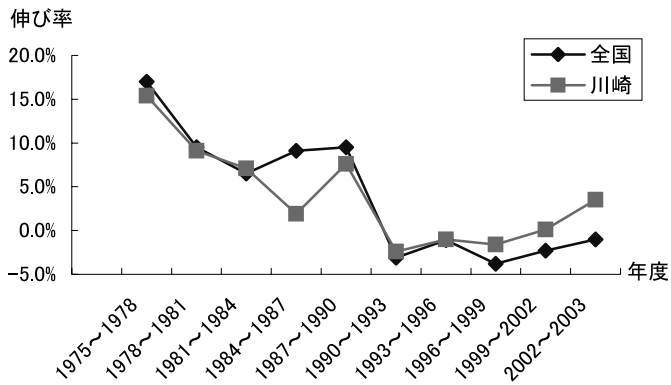
5. 税収の伸び率

さらに、税収の伸び率に着目して、全国値と比較することで、川崎市の特徴を抽出してみよう。その際、1年ごとの伸び率では、景気動向や税制改正などのそれぞれの年次の特異事情に左右されるおそれがあることから、3年平均の伸び率を採用した。具体的には、1975～78年、1978～81年、1981～84年、1984～87年、1987～90年、1990～93年、1993～96年、1996～99年、1999～2002年、2002～03年である。このうち最後の2002～03年については、2002年から03年への1年分の伸び率である。

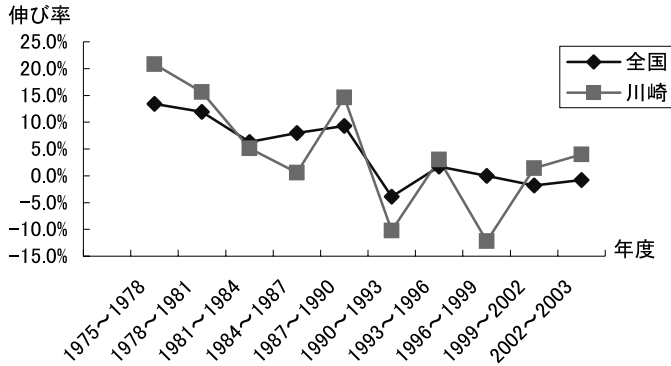
まず、国税が図表28で、道府県税が図表29で、市町村税が図表30である。比較のために、国内（市内）総生産を図表31に表示してある。いずれの項目もこの期間の伸び率は低下している。この動向は、基本的には、この期間における経済成長率の低下およびそれに伴う税収減の影響である。こうした状況は、全国値でも川崎市でもほとんど同じである。とりわけ、市町村税の伸び率に関しては（図表30）、全国値と川崎市はきわめて類似の変動を示している。しかし、国税に関

しては（図表28）、1984年～87年の川崎市での落ち込みが激しい。県税では、川崎の変動は全国値の変動を上回っている。推測するに、法人二税（県税）の変動が激しいためと思われる。

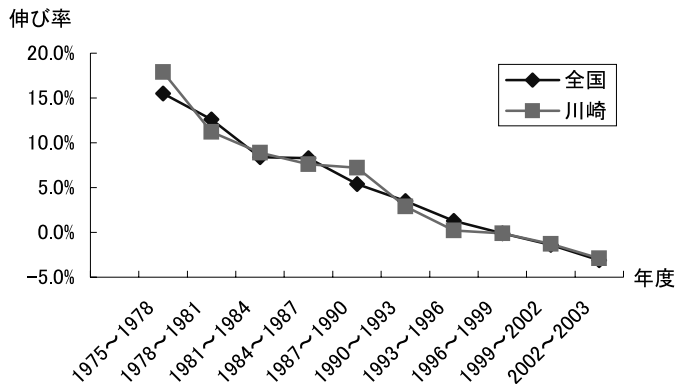
図表28 国税の三年平均伸び率



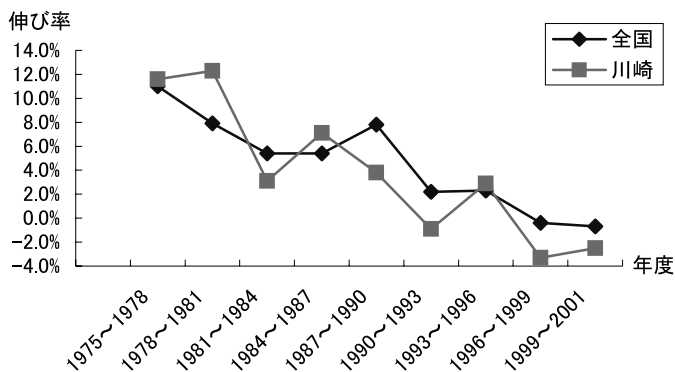
図表29 県税の三年平均伸び率



図表30 市町村税の三年平均伸び率



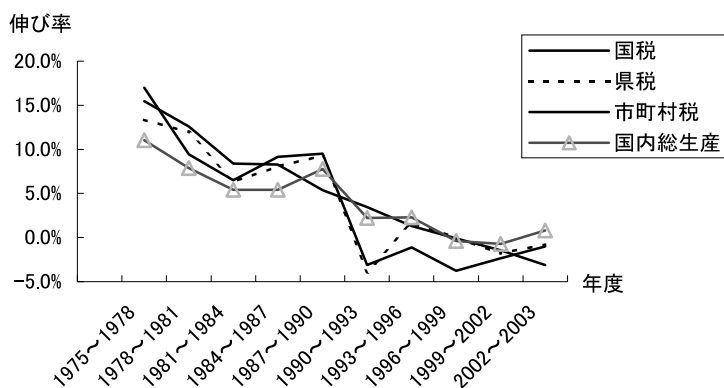
図表31 国内（市内）総生産の三年平均伸び率



注：1999～2001は2001年の前二年伸び率である

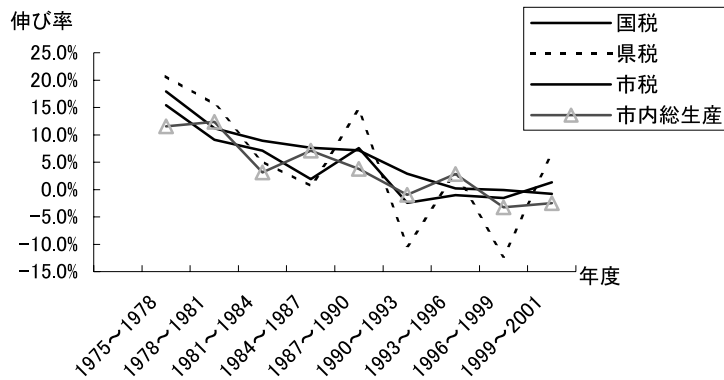
上記の状況を、全国値と川崎市ごとにまとめて表示してみると、図表32（全国値）と図表33（川崎市）となる。図表32の全国値で見ると、国内総生産の動向を基準にすると、国税と県税はそれを上回る年度間の変動を示しているのに対して、市町村税の年度間変動はきわめて少なく、ある意味では、年度間での安定的な税収を目指して設定されている市町村税の特徴を反映している。図表33の川崎市の動向もほぼ全国値と類似の状況であるが、国税の年度間変動はやや少なく、県税の年度間変動は国税のそれを上回っている。このことが、川崎市から徴収される県税が、全国値の動向と対比した場合にも、はるかに振幅の大きな年度間変動の結果となって表れている。

図表32 三年平均伸び率（全国）



注：2002～2003は2003年の前年伸び率である

図表33 三年平均伸び率（川崎）



注：1999～2001は2001年の前二年伸び率である

6. 暫定的な結論

政令指定都市は、一般的には、他の一般の市町村に比べると、行政上の事務範囲・権限や財政的な裁量の余地が大きいものと理解されているが、税制に関しては、そうした特典や優遇措置はほとんど用意されていない。推測するに、政令指定都市には、税制面でのそうした措置を手当てしなくても、豊富な税源を反映して税収面では十分に潤沢だとみなされていたからではないか。しかし、現実には、とりわけ近年の景気低迷を反映した税収の伸び悩み状況から容易に推測できるように、大都市といえども、それどころか重厚長大型産業を抱えた大都市なるがゆえに、川崎市の税収の落ち込みは顕著である。こうした事態に対しては、政令指定都市には、大都市特有の行財政ニーズがあり、それに対処するためにはやはり独自の税源・課税権を発揮して自前の財源調達力を確保すべだとの主張には、一定の合理性・妥当性があるだろう。

ただ、そのような主張を積極的に行うには、以上の分析結果にはなにかと制約・限界がある。なぜなら、以上の分析は、4半世紀以上の期間に及ぶとはいえ、基礎的な統計データに基づく観察事実をベースにしたものであり、複数の変数間の比較は多面的に試みているが、その大部分はなおファクトファインディングの域に留まっているからである。経済活動、地元企業の景気動向、および国と地元自治体である川崎市の税制、財政運営などの要素や、それぞれの相互作用などについては、仮説あるいはモデル設定に基づく検証までには至っていない。これらの点については、今後の課題としたい。